

市民相談のご案内

令和7年4月1日現在

大分市では、市政や個人の生活に関する悩み事について、各種相談に応じるとともに、関係機関などの案内も行っています。相談は無料です。秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

■ 市民相談室(市役所本庁舎2階)で行っているもの

お問い合わせ先: 市民相談室 月～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時
電話番号: 537-5726 (祝日及び年末年始を除く)

相談種類	相談の内容	日時 (祝日・正午～午後1時は除く)	当室以外の相談先
市 政	市政に関する要望や意見 担当部署や専門相談への案内など	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	
行 政	国や独立行政法人、特殊法人が行う 仕事に関する要望や意見など	毎月第1月曜日 午前10時～正午	大分行政監視 行政相談センター 相談窓口 533-1100
法 律 ※予約制	弁護士による金銭貸借、相続、離婚な ど暮らしの中の法律相談 ※相談時間は25分	毎月第1・3木曜日、第2水曜日 及び第4火曜日 午後1時～3時 ※前日午前中までに予約が必要です	
司法書士 ※予約制	司法書士による相続、登記、成年後見 などに関する相談 借金、貸借など簡易裁判所管轄 (訴額140万円内)に関する法律相談 ※相談時間は25分	毎月第2・4木曜日 午後1時～4時 ※相談日の10日前から予約ができます	県司法書士会の相談窓口 毎週木曜日 午後1時～4時 533-4110 ※面談相談(予約制)
行政書士	行政書士による遺言、相続、成年後 見、農地転用、公正証書の作成など に関する相談	毎月第1・3金曜日 午後1時～4時	県行政書士会の相談窓口 毎月第3水曜日(予約制) 午後1時30分～4時30分 537-7089
税 務 ※予約制	税理士による所得税、相続税、贈与税 など税に関する相談 ※相談時間は25分	毎月第2・4木曜日 午後1時～4時 ※相談日の10日前から予約ができます	
宅地建物 取引	宅地建物の売買、借家でのめめ事など に関する相談	毎月第2・3・4月曜日 午後1時～4時	県宅地建物取引業協会の相 談窓口 毎週火・金曜日 午前10時～正午、 午後1時～3時 536-3758
マンション 管理	マンションの管理に関する相談	毎月第3木曜日 午後1時～3時	
交通事故	交通事故に関する相談 (加害者・被害者を問いません)	毎週月・火・木曜日 午前9時～午後4時30分 ※上記以外は市民相談室へ お問い合わせください	大分県交通事故相談所 月曜日～金曜日(祝日、振替休 日、年末年始の休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 506-2166
知的 障がい	知的障がいがある人に関する相談	毎週火曜日 午前10時～午後3時	障害福祉課 537-5658
聴覚 障がい	聴覚障がいがある人に関する相談	毎月第1・3・5金曜日 午前10時～午後3時	障害福祉課 537-5785

※時間に定めのある相談以外の相談時間は概ね30分です。

※月により相談の日程が変更になることがあります。(相談日は大分市HPでも確認できます。)

■ 市民相談室以外で行っているもの

相談種類	相 談 の 内 容	日 時	担 当 課
児童家庭	子どもや子育ての悩みや困りに関する相談	毎週月～金曜日※祝日は除く 【中央】午前8時30分～午後6時 【東部】午前8時30分～午後5時15分 【西部】午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター (市内3カ所) 【中央】537-5688 【東部】527-2140 【西部】541-1440
D V	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	毎週月～金曜日※祝日は除く 午前8時30分～午後6時	中央子ども家庭支援センター 537-5666
母子・父子	母親(父親)本人や子どもの悩みや困りに関する相談	毎週月～金曜日※祝日は除く 午前8時30分～午後6時 毎週土曜日 午前9時～午後5時	子育て支援課 537-5721
	母親(父親)本人の就労に向けての資格取得に関する相談	平日、土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 ※第2・4月曜(祝日の場合は翌日以降の平日)を除く	ひとり親家庭支援プラザ 576-8882
身体・知的障がい	身体障がいや知的障がいがある人に関する相談	毎週月～金曜日※祝日は除く 午前8時30分～午後6時	障害福祉課 537-5786
精神障がい	精神障がいがある人に関する相談 (精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療、障害福祉サービス等の申請等については障害福祉課へ)	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日は除く	保健予防課 536-2852
障がい	障がいに関する相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後9時 ※午後6時以降は緊急相談のみ 毎週土・日曜日、祝日、年末年始 午前9時～午後6時	障がい者相談支援センター 【身体】576-8887 【知的】576-8888 【精神】576-8889 【緊急】529-7299
障がい虐待	障がいがある人の虐待に関する相談	毎週月～金曜日※祝日は除く 午前9時～午後5時15分	障がい者虐待防止センター 585-6003
成年後見	成年後見制度の利用に関する相談	毎週月～金曜日※祝日は除く 午前8時30分～午後5時30分	成年後見センター 547-7774
高齢者	高齢者の暮らしや福祉に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日・正午～午後1時は除く	長寿福祉課 537-5679 ※お住まいの中学校区を担当する地域包括支援センターに直接相談することもできます。
消費生活	悪質商法による契約トラブルなど消費生活に関する相談	毎週火～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後4時 ※日曜、祝日、月曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始は相談を行っておりません。	市民活動・消費生活センター (愛称:ライフパル) 534-6145
N P O	NPO法人等の市民活動に関する相談	毎週火～金曜日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時 ※月曜(祝休日の場合は翌日)、年末年始は相談を行っておりません。	市民活動・消費生活センター (愛称:ライフパル) 573-3770
女性相談	女性の家族、仕事、暮らしのことなどに関する相談	毎週月・金・土 午前9時～午後4時 火曜日・木曜日 午後1時～午後8時 (相談曜日が祝日の場合 午前9時～午後4時) ※休館日(毎月第2月曜日(祝日の場合は翌日以降の平日))、年末年始は除く	男女共同参画センター (愛称:たびねす) 【相談電話】574-5578 【面談予約】574-5577
男性相談	男性の家族、仕事、暮らしのことなどに関する相談	【電話相談】 毎月第2・4火曜日 午後5時～午後8時 【面談相談】 毎月第1・3火曜日 午後5時～午後8時 ※休館日(毎月第2月曜日(祝日の場合は翌日以降の平日))、年末年始、祝日は除く	男女共同参画センター (愛称:たびねす) 【相談電話】574-5630 【面談予約】574-5577

ご利用はいずれの相談も無料です。また、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。